# 令和７年度分　市民税・県民税申告の手引き

松山市　理財部　市民税課

市県民税の申告にご協力をいただきありがとうございます。
『令和７年度分市民税・県民税申告書』をお送りしますので、この手引きを参考にしながら、ご記入のうえ申告していただきますようお願いします。

## ★市県民税とは

地方税は、道路・下水道・公園の整備、教育・福祉の充実、消防や災害対策など、市民に身近なさまざまな活動を行うための重要な財源です。

こうした身近な活動を行うための費用は、できるだけ多くの市民のみなさんに公平に負担していただくことが望ましいとされています。

市県民税は、このような地方税の性格を最もよく表している税金で、一般的には「住民税」と呼ばれています。

## ★申告書の提出について

**令和７年度分市民税・県民税申告は、新型コロナウイルス等感染防止のため郵送申告をご利用ください。**

※必要事項（５ページ参照）を記入し、添付資料（下記参照）を同封すれば簡単に郵送申告ができるように申告を簡略化していますので、ぜひご利用ください。

申告が必要な人は以下のとおりです。

令和７年１月１日現在

・松山市に住所がある人
・松山市に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で、松山市に住所を有しない人

申告期限は、令和７年３月17日（月）です。

（期限が過ぎても申告は受け付けますが、お早めに提出してください。）

ただし、松山市に住所がある人で次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

１．税務署に所得税の確定申告をした人
２．給与所得のみの人で、勤務先から松山市に給与支払報告書が提出された人
（提出の有無は勤務先に確認してください。）
３．公的年金等に係る雑所得のみの人で、支払者から松山市に公的年金等支払報告書が提出された人

※令和６年中無収入であった場合は、申告書の提出義務はありませんが、市県民税・森林環境税課税証明などの交付が受けられなかったり、児童手当・保育園入所・医療給付・公営住宅の入居等の各種申請ができなかったりするなど、さまざまな支障をきたすことがありますので、申告書裏面の「16．前年中に所得のなかった人に関する事項」欄に必要事項を記入し、提出にご協力ください。

※次のような所得については、課税の対象とならない所得（非課税所得）となりますので、市県民税の申告には含めないでください。

【非課税所得の例】
・遺族年金、障害年金
・児童手当、児童扶養手当
・失業等給付（失業手当、育児休業給付金など）

**■年金受給者の皆さんへ■**

**公的年金収入以外に個人年金等の雑所得など、他の所得がある人や、公的年金等の源泉徴収票に未記載の社会保険料や扶養控除、医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの適用を受ける人は、市県民税の申告が必要です。（ただし、所得税の還付を受ける人や、源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）がある人は、確定申告が必要です。）**

なお、この申告書は国民健康保険料などの算出基礎にもなりますので、あらためて健康保険課に所得の申告をする必要はありません。また、健康保険課から送られます「国民健康保険料所得申告書」は、あくまで国民健康保険料を算出するための申告書ですので、市県民税の申告をしたことにはなりません。

## ★申告書に添付するもの

いずれも令和６年１月１日～令和６年12月31日までの分が対象となります。

１．給与・年金の収入のある人は、源泉徴収票・給与明細など
２．営業・不動産・農業などの収入のある人は「収支内訳書」
３．その他の所得がある人は、所得金額を証明できるもの
４．医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書と医療保険者等の医療費通知書などの必要な書類
**※令和３年度から「医療費控除の明細書」の作成・添付が必須となっています。領収書の添付による医療費控除は適用されません。領収書は郵送しないでください。**
５．生命保険料（一般・個人年金・介護医療）・地震保険料・旧長期損害保険料などの控除証明書
６．国民健康保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・任意継続などの各種保険料の領収書、もしくは納付済額がわかるもの
※源泉徴収票に記載のある人は不要です。
７．障害者控除を受ける人は、身体障害者・精神障害者保健福祉・療育手帳のコピー又は本市等が発行する「障害者控除対象者認定書」など
８．寄附金控除を受ける人は、寄附先からの寄附金受領証など
９．配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得金額がわかるもの
10．マイナンバーカード（表面と裏面）又は次の①、②から各１点のコピー
（なりすまし申告防止のために添付をお願いします。）
①番号確認書類（通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書）
②本人確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証（記号・番号にマスキングしてください）、障害者手帳、その他顔写真付身分証明書など）
※その他の確認書類や代理人が申告書を提出する場合についてはお問合せください（HPからもご覧いただけます）

※ 10は必ずコピーを、その他は原本又はコピーを申告書と一緒に送付してください。添付書類は原則としてお返しできません。

◎この手引きの内容は、令和６年12月現在の地方税法などに基づいたものです。その後の税法などの改正によって内容に変更が生じる場合がありますのであらかじめご了承ください。



裏面

### 6．給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

源泉徴収票等は別紙（添付書類台紙）に貼ってください。

| 月 | 日給 | 勤務日数 | 月収 |
|---|---|---|---|
| 1 | 記入例 円 | | 98,000 円 |
| 2 | | | 88,000 |
| 3 | | | 103,000 |
| 4 | | | 99,000 |
| 5 | | | 103,000 |
| 6 | | | 90,000 |
| 7 | | | 100,000 |
| 8 | | | 104,300 |
| 9 | | | 89,000 |
| 10 | | | 85,000 |
| 11 | | | 78,900 |
| 12 | | | 114,300 |
| 賞与等 | | | 200,000 円 |
| 合計 | | | 1,352,500 円 |
| 勤務先所在地 | 松山市二番町四丁目７－２ | | |
| 勤務先名 | ㈱○△商事 | | |
| 電話番号 | ○○○－△△△△ | | |

### 7．事業・不動産所得に関する事項

| 所得の種類 | 所得の生ずる場所 | 収入金額 | 必要経費 | 青色申告特別控除額 |
|---|---|---|---|---|
| 収支内訳書のとおり | | 円 | 円 | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

### 8．配当所得に関する事項

| 配当所得の種類 | 所得の生ずる場所 | 支払確定年月 | 収入金額 | 必要経費 |
|---|---|---|---|---|
| | | ・ | 円 | 円 |
| | | ・ | | |
| | | ・ | | |
| | | ・ | | |
| | | | 国外株式等に係る外国所得税額 | |

### 9．雑所得（公的年金等以外）に関する事項

| 種目 | 所得の生ずる場所 | 収入金額 | 必要経費 | 所得金額 |
|---|---|---|---|---|
| 個人年金 | 松山郵便局 | 900,000 円 | 840,000 円 | 60,000 円 |
| | | | | |
| | | | | |

### 10．総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

分離課税に係る所得等のある方は、市民税・県民税申告書（分離課税用）をあわせて提出してください。この申告書を提出した人は事業税の申告書を提出する必要がありません。

| | | 収入金額 | 必要経費 | 差引金額（収入金額－必要経費） | 特別控除額 | 所得金額（差引金額－特別控除額） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合譲渡 | 短期 | 円 | 円 | 円 | 円 | イ 円 |
| | 長期 | | | | | ロ |
| 一時 | | | | | | ハ |
| | | | | ニ 合計 | イ＋{(ロ＋ハ)×1/2} | |

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の①の所得金額欄へ記入してください。

### 11．事業専従者に関する事項

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | フリガナ 氏名 | 続柄 | 生年月日 明・大 昭・平 ・ ・ | 専従者給与（控除）額 | 円 |
| | 個人番号 | | | 従事月数 | |
| 2 | フリガナ 氏名 | 続柄 | 生年月日 明・大 昭・平 ・ ・ | 専従者給与（控除）額 | |
| | 個人番号 | | | 従事月数 | |
| 3 | フリガナ 氏名 | 続柄 | 生年月日 明・大 昭・平 ・ ・ | 専従者給与（控除）額 | |
| | 個人番号 | | | 従事月数 | |
| | 所得税における青色申告の承認の有無 | 承認あり・承認なし | | 合計額 | |

### 12．別居の扶養親族等に関する事項

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | フリガナ 氏名 | 個人番号 | 住所 |
| 2 | フリガナ 氏名 | 個人番号 | 住所 |
| 3 | フリガナ 氏名 | 個人番号 | 住所 |

### 13．配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

| | |
|---|---|
| 配当割額控除額 | 円 |
| 株式等譲渡所得割額控除額 | |

### 14．寄附金に関する事項

| 寄附金税額控除 | 都道府県・市区町村分（特例控除対象） | 共同募金会・日赤支部・都道府県・市区町村分（特例控除対象以外） | 愛媛県条例指定団体 | 松山市条例指定団体 |
|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 |

### 15．所得金額調整控除に関する事項

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ 氏名 | 続柄 | 生年月日 明・大 昭・平・令 ・ ・ | 特別障害者に該当する場合 | 程度 | 別居の場合の住所 |
| 個人番号 | | | | | |

### 16．前年中に所得のなかった人に関する事項

下記の該当番号を○で囲み必要事項を記入してください。

記入例
1　無職無収入・失業中であった。
今までの貯え及び　両親の援助　で生計
2　学生であった。　○○大学・法　学部　3　年在学中
3　病気療養中であった。
1　月から　12　月まで　○○　病院に通院・入院
4　遺族年金・障害年金・児童扶養手当を受給していた。
5　下記の人から扶養又は仕送り等の援助を受けていた。
住所　松山市○○町１－１　続柄
氏名　松　山　一　郎　（　父　）
6　その他

### 17．事業税に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| 非課税所得など | 番号 | 所得金額 円 |
| 損益通算の特例適用前の不動産所得 | | 円 |
| 事業用資産の譲渡損失など | 譲渡の種類 | |
| | 損失額、純元損失額(Δ) | 円 |
| 年開廃業 | 開始・廃止 | |
| | 月　日 | |
| □ 他都道府県の事務所等 | | |

### 18．家屋敷などに関する事項

| | |
|---|---|
| 物件の所在地 | |
| 種類 | 事務所・事業所・家屋敷 |
| 家屋敷の利用状況について | |
| 前年中の合計所得金額 | 円 |
| 扶養親族 | 人 |

あなたが、該当するときに○をつけてください。
障害者・寡婦・ひとり親・未成年



※以下の ア・① などの記号は、申告書表面の項目の番号に対応しています。

### 6．給与所得の内訳

6ページの「給与（パート）収入のある人」をご覧ください。

### 7．事業・不動産所得に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| 事業所得 | ア・① 営業等所得 | ○卸売業、小売業、製造業、建設業、金融業、保険業、不動産業、運輸通信業、サービス業などの所得<br>○大工、外交員、音楽教師、集金人、漁業、内職などの所得 |
| | イ・② 農業所得 | 米、麦、野菜、花、果樹、繭、家畜、酪農品収穫・販売などの所得 |
| | ウ・③ 不動産所得 | 貸家、アパート、貸店舗、駐車場の貸付け、地代などの所得 |

事業所得・不動産所得の申告には、計算書（収支内訳書）を記入、提出してください。

### 8．配当所得に関する事項

| | |
|---|---|
| カ・⑤ 配当所得 | 法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、投資信託などの収益の分配に係る所得 |

「収入金額」は、源泉徴収税額が差し引かれる前の金額です。「必要経費」とは、株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債にかかる利子です。
配当所得で、所得税及び復興特別所得税15.315％・住民税５％を源泉徴収されているものに関しては、申告不要となっていますが、申告することもできます。（ここで申告することによって、総合課税となりますので、注意が必要です。）
配当所得の申告をされるときは、「配当金計算書」などを添付してください。

### 9．雑所得（公的年金等以外）に関する事項

| | |
|---|---|
| ク・⑧ 業務 | 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得 |
| ク・⑨ その他 | 生命保険の年金（個人年金）、互助年金などの所得 |

個人年金などは、掛け金を必要経費として差し引くことができます。詳しくは郵便局、生命保険会社などが発行する支払証明書を参考にしてください。また、原稿料・講演料などは、各項目ごとに、収入から必要経費（交通費・資料作成費など）を差し引いてください。

### 10．総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

（注）土地・建物等に係る譲渡所得は分離課税になります

| | |
|---|---|
| コ・サ・⑪ 総合課税の譲渡所得 | 機械、ゴルフ会員権、漁業権、自動車、貴金属などの資産の譲渡による所得 |
| | コ：短期譲渡所得…取得の日以後、保有期間が５年以下の資産の譲渡による所得 |
| | サ：長期譲渡所得…取得の日以後、保有期間が５年を超える資産の譲渡による所得 |

各資産ごとに収入から必要経費（取得費、譲渡費用）を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引いてください。

| | |
|---|---|
| シ・⑪ 一時所得 | 生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金などの所得 |

保険会社などが発行する支払証明書を参考に、各契約ごとに収入から必要経費（掛け金）を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引いてください。

### 11．事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上（平成22年１月１日以前に生まれた人）の親族のうち、あなたの事業に昨年１年間のうち６ケ月を超える期間専ら従事していた人（事業専従者）について事業所得金額からつぎの（A）・（B）のいずれか少ない方の金額が控除されます。
（A）配偶者は86万円　その他の親族は１人につき50万円
（B）事業所得金額÷（事業専従者数＋１）
※事業専従者とした人を配偶者控除、扶養控除の対象とすることはできません。
※事業専従者とした人の個人番号も記入してください。

### 14．寄附金に関する事項

寄附先が発行する寄附金受領証を参考に各区分へそれぞれの支払金額を記入してください。

### 15．所得金額調整控除に関する事項

給与収入金額が８５０万円を超え、下記の(A)～(C)のいずれかに該当する場合は給与所得から控除されます。
（A）特別障害者に該当する　（B）年齢２３歳未満の扶養親族を有する
（C）特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
**（算式）所得金額調整控除＝（給与収入金額※－850万円）×10%**
※1,000万円を超える場合は1,000万円

### 16．前年中に所得のなかった人に関する事項

前年中に所得のなかった人は１から６の該当番号を○で囲み必要事項を記入してください。
（諸証明の発行や国民健康保険料などの算出資料にもなります。）

### ★申告についてご不明な点がありましたら、下記までお問合せください

**松山市役所　市民税課　個人市民税担当**
**電話　089－948－6291～6298**

◎申告のご相談は、月曜日から金曜日（祝日を除く）８：30～17：00の間にお願いします。

### ★市県民税に関する情報をホームページにも掲載しています

申告に関すること以外にも、税法改正の内容や、Ｑ＆Ａについても掲載していますので、参考にしてください。

アドレス
https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/tetsuzuki/zeikin/kojin/

### ◎所得税の確定申告に関することは下記までお問合せください

**松山税務署　０８９－９４１－９１２１**

また、国税庁のホームページにはｅ－ｔａｘや「確定申告書等作成コーナー」があります。ぜひご利用ください。

アドレス　https://www.nta.go.jp/

## 「4. 所得から差し引かれる金額」の計算方法

申告書の「3. 所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当欄に記入してください。
下記の説明を参考に「4. 所得から差し引かれる金額」を計算し、申告書に転記してください。

**社会保険料控除**
**小規模企業共済等掛金控除** ⇒ **支払った保険料をそのまま控除することができます。**

| | | |
|---|---|---|
| ⑬ 社会保険料控除 | 令和６年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、社会保険料、任意継続保険料、雇用保険料などがある場合<br>※ただし、配偶者やその他の親族の年金から天引きされた国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、給与から天引きされた社会保険料をあなたの社会保険料として控除することはできません。 | → ⑬ 円 |
| ⑭ 小規模企業共済等掛金控除 | 小規模企業共済法に基づく第１種共済契約掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、及び地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金がある場合 | → ⑭ 円 |

**生命保険・地震保険料控除 ⇒ 支払った保険料（年間）をもとに計算してください。**

⑮ 生命保険料控除

A 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除

①新生命保険料の計
②新個人年金保険料の計
③介護医療保険料の計

| 年間の支払保険料 | 控除額 |
|---|---|
| 12,000円以下 | 支払保険料等の金額 |
| 12,000円超32,000円以下 | 支払保険料等×1/2+6,000円 |
| 32,000円超56,000円以下 | 支払保険料等×1/4+14,000円 |
| 56,000円超 | 28,000円（上限） |

B 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除

④旧生命保険料の計
⑤旧個人年金保険料の計

| 年間の支払保険料 | 控除額 |
|---|---|
| 15,000円以下 | 支払保険料等の金額 |
| 15,000円超40,000円以下 | 支払保険料等×1/2+7,500円 |
| 40,000円超70,000円以下 | 支払保険料等×1/4+17,500円 |
| 70,000円超 | 35,000円（上限） |

①～⑤の区分ごとに上記の計算式により控除額を算出してください。

| 控除額 | | |
|---|---|---|
| ①新生命保険料の計 | （上限28,000円） | → 一般生命保険料控除額 ㋑ |
| ④旧生命保険料の計 | （上限35,000円） | |
| 両方ある場合（①+④） | （上限28,000円） | ㋑ 一番大きい額を記入してください。 |
| ②新個人年金保険料の計 | （上限28,000円） | → 個人年金保険料控除額 ㋺ |
| ⑤旧個人年金保険料の計 | （上限35,000円） | |
| 両方ある場合（②+⑤） | （上限28,000円） | ㋺ 一番大きい額を記入してください。 |
| ③介護医療保険料の計 | （上限28,000円） | → 介護医療保険料控除額 ㋩ |

あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、又は個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合

一般生命保険料控除・個人年金保険料控除は下記のいずれかを選択できます
1. 新契約のみを適用する
2. 旧契約のみを適用する
3. 新契約と旧契約の両方を適用する
※3を適用した場合の上限は28,000円

㋑+㋺+㋩ → ⑮ 円（上限70,000円）

⑯ 地震保険料控除

A 支払った地震保険料（年間） 円

B 支払った旧長期損害保険料（年間） 円

| 控除額 |
|---|
| Aの金額の1/2（控除限度額は25,000円） 円 |

※ひとつの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合は、どちらか片方のみとなります。控除額が大きくなる方を記入してください。

| B の 金 額 | 控 除 額 |
|---|---|
| 5,000円以下 | Bの金額 円 |
| 5,000円超15,000円以下 | B×0.5+2,500円 |
| 15,000円超 | 一律 10,000円 |

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋、家財を保険の目的とした地震保険料、又は平成18年12月31日までに締結し平成19年1月1日以降契約等の変更をしていない長期損害保険契約による保険料（旧長期損害保険料）を支払った場合

Aの控除額 ＋ Bの控除額 → ⑯ 円（上限25,000円）

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

**人的控除 ⇒ 各種要件により控除額が異なります。**

下表中の扶養親族とは、あなたの配偶者以外の親族、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）又は市町村長から養護を委託された年齢65歳以上の者で、あなたと生計を一にするもの（青色事業専従者に該当するもので青色事業専従者給与の支払いを受けるものの及び事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の者のことをで、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、「親族関係書類及び送金関係書類を添付しなければならない」こととなりました。

| | | |
|---|---|---|
| ⑰ 寡婦控除 | ①あなたが離婚した後婚姻してない人で子以外の扶養親族がおり、かつ合計所得金額が500万円以下の場合<br>②あなたが夫と死別した後婚姻していない人で、合計所得金額が500万円以下の場合<br>※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は対象外 | → 260,000円 |
| ⑱ ひとり親控除 | 婚姻歴や性別にかかわらず、あなたが総所得金額等が48万円以下の子と生計を一にしており、かつ合計所得金額が500万円以下の場合<br>※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は対象外 | → 300,000円 |
| ⑲ 勤労学生控除 | あなたが学生・生徒で自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ合計所得金額が75万円以下で、そのうち不労所得が10万円以下の場合<br>※給与所得等とは、自己の勤労に基づく事業所得・給与所得・退職所得又は雑所得をいう。 | → 260,000円 |

⑳ 障害者控除

あなたやあなたの同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合

| 区 分 | 控 除 額 | |
|---|---|---|
| ①普通障害者（身体障害者手帳の3～6級、精神手帳の2・3級、療育手帳C級など） | 260,000円 | |
| ②特別障害者（身体障害者手帳の1・2級、精神手帳の1級、療育手帳A級など） | 300,000円 | 同居特別障害者の場合は、左の控除額に**230,000円**を加算してください。 |

＊同居特別障害者……特別障害者で、あなたやあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している人
※障害者控除対象者認定書などにより控除の対象になる場合があります。

→ ⑳ 円

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 右記参照

㉓ 扶養控除

| 区 分 | 控除額 | 対 象 要 件 |
|---|---|---|
| 年少扶養親族 | 0円 | 平成21年1月2日以後に生まれた人 |
| 扶養親族 | 330,000円 | 平成21年1月1日以前生まれで下段以外の人 |
| 特定扶養親族 | 450,000円 | 平成14年1月2日生まれ～平成18年1月1日生まれ |
| 老人扶養親族 | 380,000円 | 昭和30年1月1日以前に生まれた人 |
| 同居老親等 | 450,000円 | 老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の父母や祖父母などで、あなたやあなたの配偶者のいずれかと同居している人 |

※別居している扶養親族の住所を、申告書裏面「12」に記入してください。
※年少扶養親族については、控除額はありませんが住民税（市県民税）では独自の仕組みとして、均等割及び所得割それぞれについて「非課税限度額制度」がありますので、扶養している場合は申告書表面「㉙」に記入してください。

あなたと生計を一にする合計所得金額48万円以下の親族を扶養している場合

→ ㉓ 円

㉔ 基礎控除

合計所得金額により控除額が異なります。

| 合 計 所 得 金 額 | 基 礎 控 除 額 |
|---|---|
| ～ 2,400万円以下 | 43万円 |
| 2,400万円超 ～ 2,450万円以下 | 29万円 |
| 2,450万円超 ～ 2,500万円以下 | 15万円 |
| 2,500万円超 ～ | 0円 |

→ ㉔ 円

**雑損控除 ⇒ 損失金額をもとに計算してください。**

㉖ 雑損控除

災害、盗難、又は横領によって、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が保有する住宅、家財、現金等に損失が生じた場合で、次の①と②のうちいずれか多い方の金額
①（損害金額 － 保険金等で補てんされる金額）－ 総所得金額等 ×10%
②災害関連支出の金額 － 5万円
※災害関連支出とは、災害に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのためにした支出をいいます。

→ ㉖ 円

**医療費控除 ⇒ 支払った医療費等をもとに計算してください。**

㉗ 医療費控除

医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を参考にしながら計算してください。 ※いずれか一方の適用となります。
○医療費控除
（支払った医療費等 － 生命保険や社会保険などで補てんされる金額）－ 総所得金額等の5%と10万円とのうちいずれかの少ない方の金額 ＝ 控除額（最高200万円）
○セルフメディケーション税制
（支払った対象医薬品の購入費 － 生命保険や社会保険などで補てんされる金額）－ 12,000円 ＝ 控除額（最高8万円）

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費等を支払った場合（セルフメディケーション税制の適用を選択した場合は㉗の区分欄に「1」と記入してください。）

→ ㉗ 円



松山市長宛
年 月 日提出

# 令和７年度分市民税・県民税申告書

表面

受付印

| | | | |
|---|---|---|---|
| 現住所 | 松山市 二番町四丁目７－２ 方書 | フリガナ | マツヤマ タロウ |
| | | 氏名 | 松山 太郎 |
| | | 個人番号 | 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 |
| 1月1日の住所 | | 生年月日 | 明・大・昭・平・令 26 年 10 月 10 日生 |
| 職業・勤務先 | (株) ○ △ 商 事 屋号 | 電話 | ○○○－△△△△ |

添付台帳 | PC入力 | 寄附金 | 専従者

A.必ず記入してください。

### 3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| ⑬ 社会保険料控除 | 社会保険の種類 | 支払った保険料 |
| | ⑬㋐・後期・介護・国年・源泉・その他（ ） | 303,900円 |
| | 国保・後期・介護・国年・源泉・その他（ ） | 60,650 |
| | 国保・後期・介護・国年・源泉・その他（ 任意継続 ） | 159,600 |
| | 合 計 | 524,150 |
| ⑮ 生命保険料控除 | 新生命保険料の計 22,000円 | 旧生命保険料の計 円 |
| | 新個人年金保険料の計 円 | 旧個人年金保険料の計 60,000円 |
| | 介護医療保険料の計 24,000円 | |
| ⑯ 地震保険料控除 | 地震保険料の計 12,000円 | 旧長期損害保険料の計 12,000円 |

⑰～⑲ 寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除
⑰ □ 寡婦控除 □ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未婚還
⑱ □ ひとり親控除
⑲ □ 勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除

| | フリガナ | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | マツヤマ ハナコ / 氏名 松山 花子 | 同居 ○ | 障害の程度 | 身体 3 | 級 度 |
| 2 | マツヤマ ジロウ / 氏名 松山 次郎 | 同居 ○ | 障害の程度 | 精神 1 | 級 度 |

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 配偶者 | フリガナ マツヤマ ハナコ / 氏名 松山 花子 | 生年月日 | 昭 31・8・5 |
| | | 配偶者の合計所得金額 | 0 円 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 個人番号 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | 5 | 5 | 6 | 6 | 7 | 7 | □ 同一生計配偶者 □ 同居老親等以外の16歳未満扶養親族 | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ㉓ 扶養控除 | 1 | フリガナ マツヤマ ジロウ / 氏名 松山 次郎 | 生年月日 平 53・10・1 | 同居・別居の区分 ☑同居 □別居 | 続柄 子 | | |
| | | 個人番号 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 | | 控除額 33万円 | | | |
| | 2 | フリガナ マツヤマ ハルコ / 氏名 松山 春子 | 生年月日 平 14・4・1 | 同居・別居の区分 ☑同居 □別居 | 続柄 孫 | | |
| | | 個人番号 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 | | 控除額 45 | | | |
| | 3 | フリガナ マツヤマ アキコ / 氏名 松山 秋子 | 生年月日 平 14・11・11 | 同居・別居の区分 ☑同居 □別居 | 続柄 母 | | |
| | | 個人番号 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 | | 控除額 45 | | | |
| | 4 | フリガナ / 氏名 | 生年月日 明・大・昭・平 ・ ・ | 同居・別居の区分 □同居 □別居 | 続柄 | | |
| | | 個人番号 | | 控除額 | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 16歳未満の扶養親族（控除対象外） | 1 | フリガナ マツヤマ ナツコ / 氏名 松山 夏子 | 生年月日 令 21・7・10 | 同居・別居の区分 ☑同居 □別居 | 続柄 孫 |
| | | 個人番号 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1 | | | |
| | 2 | フリガナ / 氏名 | 生年月日 平・令 ・ ・ | 同居・別居の区分 □同居 □別居 | 続柄 |
| | | 個人番号 | | | |
| | 3 | フリガナ / 氏名 | 生年月日 平・令 ・ ・ | 同居・別居の区分 □同居 □別居 | 続柄 |
| | | 個人番号 | | | |

別区の扶養親族がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。 扶養控除額の合計 123万円

B.該当する場合は、必ず記入してください。

| | | |
|---|---|---|
| ㉖ 雑損控除 | 損害の原因 | 保険などで補てんされた資産の種類 |
| | 損害金額 円 | 災害関連支出の金額 円 |
| ㉗ 医療費控除 | 支払った医療費等 186,000円 | 保険金などで補てんされる金額 63,000円 |

### 5. 給与所得及び年金所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収） ☑ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

給与・年金以外の所得のある人は、希望する納税方法を選択してください

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 収入金額等 | 事業等 | 営業等 | ア 1,500,000円 |
| | | 農業 | イ |
| | 不動産 | | ウ 720,000 |
| | 利子 | | エ |
| | 配当 | | オ |
| | 給与 | | カ 1,352,500 ◀ |
| | 雑 | 公的年金等 | キ 2,742,166 |
| | | 業務 | ク |
| | | その他 | ケ 900,000 |
| | 総合譲渡 | 短期 | コ |
| | | 長期 | サ |
| | 一時 | | シ |
| 2 所得金額 | 事業 | 営業等 | ① 456,334 |
| | | 農業 | ② |
| | 不動産 | | ③ 639,000 |
| | 利子 | | ④ |
| | 配当 | | ⑤ |
| | 給与 | | ⑥ 702,500 |
| | 雑 | 公的年金等 | ⑦ 1,642,166 |
| | | 業務 | ⑧ |
| | | その他 | ⑨ 60,000 |
| | | ⑦～⑨の合計 | ⑩ 1,702,166 |
| | 総合譲渡・一時 | | ⑪ |
| | ①～⑥、⑩～⑪の合計 | | ⑫ 3,500,000 |
| 4 所得から差し引かれる金額 | 社会保険料控除 | | ⑬ 524,150 |
| | 小規模企業共済等掛金控除 | | ⑭ |
| | 生命保険料控除 | | ⑮ 67,500 |
| | 地震保険料控除 | | ⑯ 14,500 |
| | 寡婦、ひとり親控除 | | ⑰～⑱ |
| | 勤労学生、障害者控除 | | ⑲～⑳ 790,000 |
| | 配偶者（特別）控除 | | ㉑～㉒ 330,000 |
| | 扶養控除 | | ㉓ 1,230,000 |
| | 基礎控除 | | ㉔ 430,000 |
| | ⑬～㉔の合計 | | ㉕ 3,386,150 |
| | 雑損控除 | | ㉖ |
| | 医療費控除 区分 | | ㉗ 23,000 |
| | ㉕～㉗の合計 | | ㉘ 3,409,150 |

裏面にも記入する欄がありますから注意してください。

地方税法附則第４条の４の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」に「１」と記入してください。

**【配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】** 控除額単位：万円

| 配偶者の合計所得金額 ＼ 納税義務者の合計所得金額 | | 900万円以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 配偶者控除 | 48万円以下 | | 33 | 22 | 11 | ㉑ 円 |
| | | 老人配偶者 | 38 | 26 | 13 | |
| 配偶者特別控除 | 48万円超～100万円以下 | | 33 | 22 | 11 | ㉒ 円 |
| | 100万円超～105万円以下 | | 31 | 21 | 11 | |
| | 105万円超～110万円以下 | | 26 | 18 | 9 | |
| | 110万円超～115万円以下 | | 21 | 14 | 7 | |
| | 115万円超～120万円以下 | | 16 | 11 | 6 | |
| | 120万円超～125万円以下 | | 11 | 8 | 4 | |
| | 125万円超～130万円以下 | | 6 | 4 | 2 | |
| | 130万円超～133万円以下 | | 3 | 2 | 1 | |
| | 133万円超 | | 適用なし | | | |

※老人配偶者とは昭和30年1月1日以前に生まれた人のことです。

左表のとおり、あなた（納税義務者）の合計所得金額が900万円を超えると段階的に控除額が減少し、1,000万円を超えると配偶者控除及び配偶者特別控除の適用がなくなります。

配偶者の合計所得金額欄には、配偶者の収入金額ではなく、所得金額を記入してください。

例1：配偶者の給与（パート）収入が110万円の場合
（6ページの【参考3】を参照）
給与所得⇒110万円－55万円＝55万円

例2：配偶者（65歳以上）の年金収入が130万円の場合
（6ページの【参考5】を参照）
年金所得⇒130万円－110万円＝20万円

※別居している控除対象配偶者の住所を、申告書裏面「12」に記入してください。
※同一生計配偶者で控除対象配偶者に該当しない場合は□**同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）**に✓を記入してください。
（同一生計配偶者とは、あなた（納税義務者）と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の者をいい、控除対象配偶者とは同一生計配偶者のうち、あなた（納税義務者）の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。）



## ★郵送申告をご利用ください!!!

原則として申告書は郵送で提出してください。
申告を簡略化しました。書き方等ご不明でしたら全部の欄に記入する必要はありません。
下記の「必ずご記入いただく項目」の記入と添付資料を同封いただくだけで差し支えありません。

必ずご記入いただく項目（すべて表面）

【A.全ての方が記入】
□ 住所・氏名・電話番号等のご本人様に関する情報

【B.該当する方は、必ず記入】※「3.所得から差し引かれる金額に関する事項」の番号です
□ ⑰～⑲ 寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除
□ ⑳ 障害者控除（氏名等を記入してください）
□ ㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者（氏名等を記入してください）
□ ㉓ 扶養控除（16歳未満の扶養親族を含む）（氏名等を記入してください）

## 給与（パート）収入のある人

【参考１】

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

| | |
|---|---|
| 支払を受ける者 住所又は居所 | 松山市二番町四丁目7－2 |
| 氏名 | マツヤマ タロウ 松山 太郎 |
| 種別 | 支払金額 |
| 給与・賞与 | 1,352,500 |
| 給与所得控除後の金額 | 802,500 |
| 所得控除の額の合計額 | 3,470,000 |
| 源泉徴収税額 | 0 |
| 支払者 住所（居所）又は所在地 | 松山市二番町四丁目7－2 |
| 氏名又は名称 | (株)○△商事 |

〈給与所得〉
- 給与、賞与、賃金、パート収入など
- 源泉徴収票【参考１】の支払金額（複数ある場合は合計した金額）を「１収入金額等」の「カ」欄へ記入してください。
- 日々雇用やアルバイトなどで源泉徴収票が交付されない人は、申告書裏面の「６．給与所得の内訳」【参考２】に月収・勤務先などの詳細を記入してください。
- 前年中に支払いを受けた金額について、手取り金額ではなく、社会保険料や所得税などが引かれる前の金額（総支給額）を記入してください。
- 所得金額は下の「【参考３】給与所得の速算表」により算出します。

【参考２】

６．給与所得の内訳
（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

| | 月 | 日 給 | 勤務日数 | 月 収 |
|---|---|---|---|---|
| | 1 | 円 | | 98,000円 |
| | 2 | | | 88,000 |
| | 3 | | | 103,000 |
| | 11 | | | 78,900 |
| | 12 | | | 114,300 |
| | 賞与等 | | | 200,000円 |
| | 合計 | | | 1,352,500 |

申告書裏面に記載欄があります。

【参考３】給与所得の速算表

| 給与収入金額の合計（a）（単位：円） | 給与所得の金額（１円未満の端数切捨て） | |
|---|---|---|
| ～ 550,999 | 0円 | |
| 551,000 ～ 1,618,999 | (a)－550,000円 | |
| 1,619,000 ～ 1,619,999 | 1,069,000円 | |
| 1,620,000 ～ 1,621,999 | 1,070,000円 | |
| 1,622,000 ～ 1,623,999 | 1,072,000円 | |
| 1,624,000 ～ 1,627,999 | 1,074,000円 | |
| 1,628,000 ～ 1,799,999 | (a)÷4＝(b) | (b)×4×60%＋100,000円 |
| 1,800,000 ～ 3,599,999 | ※(b)は千円未満の端数を切り捨て | (b)×4×70%－80,000円 |
| 3,600,000 ～ 6,599,999 | | (b)×4×80%－440,000円 |
| 6,600,000 ～ 8,499,999 | (a)×90%－1,100,000円 | |
| 8,500,000 ～ | (a)－1,950,000円 | |

## 公的年金等の収入のある人

【参考４】

令和６年分 公的年金等の源泉徴収票

| | |
|---|---|
| 支払を受ける者 住所又は居所 | 松山市二番町四丁目７－２ |
| 氏名 | マツヤマ タロウ 松山 太郎 |
| 区分 | 支払額 |
| 所得税法第203条の3第1項・第4項適用分 | 2,742,166 |
| 所得税法第203条の3第2項・第5項適用分 | 0 |
| 所得税法第203条の3第3項・第6項適用分 | |
| 源泉徴収税額 | 60,650 |
| 支払者 住所（居所）又は所在地 | 東京都千代田区霞が関○丁目○番○号 |
| 氏名 | 官署支出官 厚生労働省年金局 |

〈公的年金等の収入にかかる雑所得〉
- 厚生年金、恩給、国民年金など
- 源泉徴収票【参考４】の支払金額（複数ある場合は合計した金額）を「１収入金額等」の「キ」欄へ記入してください。
- 遺族年金、障害年金等は非課税所得ですので金額は記入しないでください。（※申告書裏面の「16．前年中に所得のなかった人に関する事項」欄の４へ記入してください。）
- 所得金額は下の「【参考５】公的年金等にかかる雑所得の速算表」により算出します。
- 社会保険料控除の内訳欄に摘要欄の金額を記入してください。

※源泉徴収票の様式は変更される場合があります。

【参考５】公的年金等にかかる雑所得の速算表

●65歳未満…昭和35年１月２日以後に生まれた人

| 公的年金等の収入金額の合計（C） | 雑所得金額（１円未満の端数切捨て） |
|---|---|
| ～1,299,999円 | (C)－600,000円 |
| 1,300,000～4,099,999円 | (C)×75%－275,000円 |
| 4,100,000～7,699,999円 | (C)×85%－685,000円 |
| 7,700,000～9,999,999円 | (C)×95%－1,455,000円 |
| 10,000,000円～ | (C)－1,955,000円 |

●65歳以上…昭和35年１月１日以前に生まれた人

| 公的年金等の収入金額の合計（C） | 雑所得金額（１円未満の端数切捨て） |
|---|---|
| ～3,299,999円 | (C)－1,100,000円 |
| 3,300,000～4,099,999円 | (C)×75%－275,000円 |
| 4,100,000～7,699,999円 | (C)×85%－685,000円 |
| 7,700,000～9,999,999円 | (C)×95%－1,455,000円 |
| 10,000,000円～ | (C)－1,955,000円 |

※公的年金等にかかる雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万円超～2,000万円以下の場合は、上記の表から算出された控除額よりさらに10万円を差引く
※公的年金等にかかる雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が2,000万円超の場合は、上記の表から算出された控除額よりさらに20万円を差引く

## 給与所得と公的年金等の雑所得の両方ある人

給与所得と公的年金等の雑所得の両方があり、その合計金額が10万円を超える場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

**（算 式） 所得金額調整控除 ＝（給与所得金額※ ＋ 公的年金等の雑所得の金額※）－ 10万円**
※10万円を超える場合は10万円

## 市県民税の計算方法

前年の収入金額 － 公的年金等控除 給与所得控除 必要経費 ⇒ 所得金額調整控除 ⇒ 総所得金額⑫ － 所得控除額㉘ ⇒ 課税標準額（千円未満切捨て） × 税率（市民税6%、県民税4%） ⇒ 算出所得割額 － 調整控除額 － 税額控除等 ⇒ 所得割額 ＋ 均等割額（市民税3,000円、県民税1,700円） ⇒ 市県民税年税額

※分離課税の所得や、配当割・株式等譲渡所得割額がある場合は、計算が異なります。

※森林環境税（国税）が創設され、令和６年度から、市県民税の課税に併せて、1,000円が課税されます。

**～ご協力ありがとうございました～**